

平成20年

第3回市議会定例会 議案第24号

函館市看護師修学資金貸付条例の一部改正について

函館市看護師修学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月8日提出

函館市長 西尾正範

函館市看護師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

函館市看護師修学資金貸付条例（昭和39年函館市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を次のように改める。

ただし、看護師としての修学に要する資金の貸付けをほかに受けている者は、除くものとする。

第3条第1項中「1万円」を「5万円」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「2年6月」を「修学資金の貸付けを受けた期間」に改め、同条第3号中「第5条第1項」を「前条第1項」に改める。

第8条中「2年6月」を「修学資金の貸付けを受けた期間」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の函館市看護師修学資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請され、決定を受けた修学資金の貸付けについて適用し、施行日前に決定を受けた修学資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に修学資金の貸付けを受けている者で改正後の条例の規定に基づく修学資金の貸付けを受けようとするものは、現に受けている修学資金の貸付けの決定が取り消された後でなければ、

その申請をすることができない。

- 4 前項の規定により施行日以後に申請し、修学資金の貸付けを受けた者および施行日前に修学資金の貸付けの決定を取り消され、施行日以後に申請し、修学資金の貸付けを受けた者に係る貸付金の償還および償還の債務の免除については、附則第2項の規定にかかわらず、修学資金の貸付けを受けた施行日前の期間と施行日以後の期間とを通算した期間を修学資金の貸付けを受けた期間とみなし、改正後の条例第6条および第8条の規定を適用する。

(提案理由)

修学資金の月額を改定し、修学に要する資金の貸付けをほかに受けている者を貸付けの対象としないこととし、ならびに貸付金の償還およびその免除に係る市に勤務した期間を変更するため